



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山口秀子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成16年2月10日

司法制度改革と行政書士 ～ADR(裁判外紛争解決)動向と研修制度～

会長 田中 章五

経過

平成14年3月19日閣議決定された司法制度改革推進計画は、「ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種等の有する専門性の活用を図ることとし、その関与の在り方を弁護士法第72条の見直しの一環として、個別的に検討した上で、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。」とし、また「訴訟手続、及びADRを含む訴訟手続外の法律事務における隣接法律専門職種の位置付けについては、職種ごとに実態を踏まえて逐次個別的に検討した上、所要の取組を行う。」としている。

一方、平成15年7月25日の弁護士法第72条改正では、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件...その他一般の法律事件に関して...法律事務...業とすることはできない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。(平成16年4月1日施行)」とされた。

日行連はこの間、政府のADR検討会へ27回、自民党司法制度調査会へ69回にも及び出席・意見書及び要望書提出等により取り組んできたところである。

現状と方向性

政府のADR検討会は、本稿執筆の時点で結論に至っておらず、出来る限り最新の情報を基に以下を記す。ADR検討会は11名の委員により検討が重ねられてきたが、論点は弁護士法第72条の特例に尽きる。行政書士を含む隣接法律専門職種が、その分野の専門家としてADR手続を主宰したり、当事者を代理することを是とするのは少数意見であって、弁護士の関与・助言を条件とする意見が多数を占める。また一定の専門職種について、個別的に特例を認める考え方もある。

ADRには、相談、調停・あっせん、仲裁・裁定があるが、総務省によれば、「相談については規制の対象に置かず自由にとの考えから、ADR基本法の対象に相談業務は入らない方向である。他士業では既に個別法に規定されていることから、相談業務が入らないということは、司法・準司法に関する業務について、行政書士法の新設規定として定める必要がある。」とされた。これを受け日行連では司法制度改革の流れに沿い、今期の通常国会

で行政書士法改正を実現すべく「著作権・種苗」、「相続」、「行政手続」、あるいは「交通事故」等、日常業務で実態的に調停・あっせんに至る具体的業務を挙げて国会議員や関係者に要望することとした。1月22日開催の理事会・幹事会において、協議された要望案は、

ADR基本法において、行政書士を含む隣接法律専門職の活用を法制化するよう要望する。

行政書士法に「裁判外での紛争処理に関して、調停又はあっせんを行うこと。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。」を加えるよう要望する。

の二点である。行政書士制度発足以来最大の司法制度改革に、我々は乗り遅れることはできない。

研修制度

本年8月施行の改正行政書士法は、会員の研修受講について努力義務を規定している。司法制度参入における専門性の向上と能力担保措置として、昨年12月に日行連研修センターが開講したことは記憶に新しい。司法参入に必要な法学研修、知的財産権研修、さらに法定業務研修の三部門の研修を柱としている。

本年3月から導入されるeラーニング(法科大学院の法学未履修者が法律基本科目を学習する教材)は、大学の法学部レベルの履修が自宅パソコンで容易に出来、本格的な司法法学研修受講前の基礎的学習機会として最適である。意欲ある会員の挑戦を期待する。

滋賀会では、費用負担・時間的制約等を考慮し、東京での日行連研修センターと併せて、京都の企画・主催による知的財産権研修に参加することとし、1月16日より多数の会員が受講しているところである。法学研修についても、本年秋期より立命館大学大学院での講義を予定しており、履修者には正規の単位取得が可能となる。

今後、多数の会員が各々研修を重ね、法律知識と実務能力を高め、「ADRセンター」や「著作権相談センター」の設置等による、組織的な社会貢献によって国民の認知を受け、行政書士の本格的な司法制度参入の礎としたい。